

議案第 25 号

勝山市の特定の事務を取り扱う郵便局の指定について

勝山市の特定の事務を取り扱う郵便局を次のとおり指定したいので、地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律（平成 13 年法律第 120 号。以下「法」という。）第 3 条第 3 項の規定により、議会の議決を求める。

記

- 1 指定する郵便局の名称 勝山郵便局、鹿谷郵便局、平泉寺郵便局、北郷郵便局、勝山滝波郵便局、荒土郵便局、勝山沢郵便局、勝山立石郵便局、勝山元町郵便局
- 2 取扱事務 法第 2 条第 6 号から第 9 号までに掲げる事務
- 3 取扱期間 令和 8 年 3 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までとする。ただし、当該取扱期間満了の 3 月前までに、勝山市及び日本郵便株式会社のいずれもが事務の取扱いを廃止する旨の意思表示をしないときは、当該期間を 1 年間延長することとし、以後も同様とする。

令和 7 年 9 月 9 日提出

勝山市長 水上 実喜夫

提案理由

勝山市の特定の事務を取り扱う郵便局を指定する必要があるため、この案を提出する。